

富山県警察個人情報等管理委員会運営要綱の制定について（例規通達）

富山県警察における個人情報の管理に関する訓令（令和5年富山県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）第7条第3項の規定により、別添のとおり「富山県警察個人情報等管理委員会運営要綱」を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

富山県警察個人情報等管理委員会運営要綱

第1 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- 委員長 警務部長
- 副委員長 警務部首席参事官
- 委員 警務部警察相談課長
- 警務部警務課長
- 警務部情報管理課長
- 警務部会計課長
- 生活安全部生活安全企画課長
- 生活安全部サイバー犯罪対策課長
- 地域部地域企画課長
- 刑事部刑事企画課長
- 交通部交通企画課長
- 警備部公安課長
- その他委員長が指名する者

第2 任務

富山県警察個人情報等管理委員会は、訓令第2条第9号に規定する保有個人情報等（以下「保有個人情報等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他保有個人情報等の管理に係る事故が発生した際の再発防止計画等保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するものとする。

第3 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

第4 事務局

委員会の庶務は、警務部警察相談課において処理するものとする。